

仕 様 書 (案)

1. 件 名 塩竈市高齢者等配食サービス事業
2. 場 所 塩竈市内指定場所
3. 目 的 この事業は、概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して配食サービスを行い、その料金の一部を助成することによって、当該高齢者の日常生活の安定と健康を維持することを目的とする。
4. 実施内容
塩竈市高齢者等配食サービス事業実施要綱による。
 - ① 配食は、1週間に2回までを限度とし、月～金曜日の内、利用者の希望する曜日に提供する。ただし、12月29日から翌年1月3日までの間は、サービスを利用することができない。
そのほか、市が定めた提供日以外は利用できない。
 - ② 登録者は市が指定した事業者の中から選ぶものとし、事業者の変更については前月の20日までに申請した分を翌月1日より変更とする。
 - ③ 新規登録者および登録者の変更については、随時連絡を行う。
 - ④ 毎月10日までに来所し、利用者についての打合せを担当者で行う。
 - ⑤ 当月分の献立表を月初打合せ時に福祉子ども未来部高齢福祉課までに提出する。
 - ⑥ 献立の作成にあたっては、栄養士監修の下、高齢者等の栄養バランス、調理方法や食事摂取基準を考慮し、季節に応じた高齢者向け弁当とする。
 - ⑦ 配食は、概ね11時00分から12時30分までの昼食時間帯、もしくは16時00分から17時30分までの夕食時間帯とする。
 - ⑧ 調理及び運搬にあたっては、衛生管理を徹底し、事故等の発生による賠償責任については受託者が負うものとし、事故発生に備え、損害賠償保険に加入すること。
 - ⑨ 浦戸地区については応相談とする。
 - ⑩ 災害発生時や食中毒又はその疑いのある事態の発生が確認された場合は、「配食サービス事故発生マニュアル」により適切な処理を行うとともに、速やかに関係機関へ報告すること。
 - ⑪ 配食時に声がけの安否確認を行うこととし、不在等により配達時の安否確認ができない場合は、当日中に何らかの手段で利用者の安否を確認すること。ま

た、利用者に異変がある場合は直ちに親族等に連絡を取り、高齢福祉課へ報告すること。

⑫ 配達終了後、異常有無の終了報告書を FAX 等にて提出する。

⑬ その他、疑義が生じたときは別途協議する。

5. 実施店舗等 受託者が契約するフランチャイズ店舗等において事業を実施する場合は、実施店舗届にて届出を行う。事業を実施するフランチャイズ店舗等においても、協定事項、要綱、関係法令を遵守するとともに、本仕様書に示す事項に基づき実施するものとする。ただし、その場合においても、この業務の履行に係る最終的な責任は、受託者にあるものとする。
6. 利用負担金 弁当1食あたり380円を市が助成する。市の助成額を超えた額については利用者から徴収すること。
7. 請求方法 配食利用確認書等を取りまとめ、翌月10日まで市に請求する。
8. 支払方法 審査の上請求月の末日まで受託者の指定口座に支払う。